

年5日の年次有給休暇の時季指定や

健康診断の実施期限が延長されています

特例 1

許可書、検査証等の満了日を **6月30日まで延長可**

(令和6年1月1日以後に有効期限が到来するものに限りです)

注1 満了日を延長するには、労働局長または労働基準監督署長への申出が必要です。
任意の様式で労働局長または労働基準監督署長へ申し出てください。

注2 延長期限は個別に判断されます。

<延長される主な権利>

- 最低賃金減額特例許可
- 労災保険給付の請求
- ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、エレベーター等の各種検査証
- ボイラー溶接士免許

特例 2

年5日の年次有給休暇の時季指定や健康診断の実施等の義務の

行政上及び刑事上の責任が **4月30日まで免責**

(令和6年1月1日から4月29日までに履行期限が到来するものに限りです)

注 令和6年4月30日までにその義務が履行された場合には、本条及び今回公布された政令により、その不履行に係る刑事上の責任等が問われることを免責するもので、4月30日までに義務を履行してください。

<免責される主な権利>

- 賃金の支払
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得
- 安全委員会、衛生委員会等の開催、産業医の定期巡視等
- 動力プレス、クレーン、フォークリフト、ボイラー、圧力容器、エレベーター、局所排気装置等の定期自主検査
- 動力プレス、フォークリフト、車両系建設機械、高所作業車等の特定自主検査
- 作業環境測定
- 雇入れ時健康診断、定期健康診断、有害業務の特殊健康診断、面接指導、ストレスチェックの実施

※「行政上及び刑事上の責任」が対象になるものであり、民事上の責任は免責の対象となりません